

国民健康保険税の税率が変わりました

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療機関で受診できるように、皆さんが保険税を出し合い保険医療を受けられる制度です。

医療機関などでかかった医療費は、加入する皆さんが一定割合を自己負担分として医療機関の窓口などで支払い、残りの費用を保険から支払っています。

現在の国民健康保険の運営状況は、高齢者人口の増加や医療技術の進歩・普及などにより、医療費が年々増えているなか、景気の低迷などにより、保険税が必要とする収入額を確保できない大変厳しい状況が続いていることから、平成24年度の保険税は、前年度繰越金の一部を財源に充てて、必要最低限の税率の引き上げをすることになりました。

また、後期高齢者支援金分・介護給付金分も、それぞれの制度への納付額が増加したため、税率の引き上げを行うことになりました。

皆さんには、さらなるご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

			改定前	改定後
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘する率	6.00/100	据 え 置 き
	資産割額	固定資産税額に乘する率	45.00/100	据 え 置 き
	均等割額	1人につき	22,000円	24,000円
	平等割額	1世帯につき	32,000円	34,000円
	課税限度額		510,000円	据 え 置 き
後期高齢者支援金分	所得割額	基準総所得金額に乘する率	1.97/100	2.27/100
	均等割額	1人につき	10,400円	12,400円
	課税限度額		140,000円	据 え 置 き
介護給付金分	所得割額	基準総所得金額に乘する率	2.13/100	2.43/100
	均等割額	1人につき	15,400円	17,400円
	課税限度額		120,000円	据 え 置 き

○国民健康保険税の軽減制度

所得が一定額以下の世帯には、国民健康保険税の負担の軽減を図るため、均等割額と平等割額を軽減することを定めています。ただし、低所得世帯でも所得申告がされていない場合は、軽減の対象となりません。

軽減割合	世帯（被保険者と世帯主）の前年中の総所得金額等の合計額
7割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	「33万円（基礎控除額）+24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下の世帯
2割軽減	「33万円（基礎控除額）+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

【問 合 先】保険医療課